

「横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例」の一部改正（案）の概要について

1 条例改正の趣旨

国と神奈川県において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る公費負担の限度額がそれぞれ引き上げられたことに伴い、標記条例を改正する。

2 単価の引上げ額

(1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担（対象：市議選及び市長選）

区分		現行単価	引上げ額	改正単価
以外の契約 一般運送契約	自動車借入れ	15,300円	500円	15,800円
	燃料費	7,350円	210円	7,560円

(2) 選挙運動用ビラの作成の公費負担（対象：市長選のみ）

区分	現行単価	引上げ額	改正単価
50,000枚以下の単価 [1枚当たり]	7円30銭	0円21銭	7円51銭
50,000枚を超える場合 50,000枚超以降の単価 [1枚当たり]	4円88銭	0円14銭	5円2銭

(3) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担（対象：市議選及び市長選）

区分		現行単価	引上げ額	改正単価
印刷費	選挙区のポスター掲示場の数が 500箇所以下の単価 [1枚当たり]	510円48銭	14円58銭	525円6銭
	選挙区のポスター掲示場の数が 500箇所を超える場合 500箇所超以降の単価 [1枚当たり]	26円73銭	0円77銭	27円50銭
企画費		301,875円	8,625円	310,500円

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

※この条例による改正後の横浜市議会議員及び横浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

【参考】単価引上げ後の公費負担限度額

(1) 選挙運動用自動車（市議選の場合の例：選挙運動期間9日間）

ア 自動車借入れ

$$15,800 \text{ 円} \times 9 \text{ 日間} = 142,200 \text{ 円} \text{ (1人当たり最大) [従前: 137,700 円]}$$

イ 燃料費

$$7,560 \text{ 円} \times 9 \text{ 日間} = 68,040 \text{ 円} \text{ (1人当たり最大) [従前: 66,150 円]}$$

(2) 選挙運動用ビラ（市長選のみ）

ア 公費による負担額（1人当たり）

$$1 \text{ 枚当たりの作成単価 (税込)} \times \text{ビラ作成枚数}$$

イ 公費による枚数の限度（1人当たり）

70,000 枚（2種類以内）

ウ 限度額

(ア) 50,000 枚以下の場合

$$7 \text{ 円} 51 \text{ 銭} \times \text{ビラ作成枚数}$$

(イ) 50,000 枚超以降の場合

$$\frac{7 \text{ 円} 51 \text{ 銭} \times 50,000 \text{ 枚} + 5 \text{ 円} 2 \text{ 銭} \times (\text{ビラ作成枚数} - 50,000 \text{ 枚})}{\text{ビラ作成枚数}} = \boxed{\text{A}} \text{ 円 (単価)}$$

（1銭未満の端数は、1銭とする。）

$$\boxed{\text{A}} \text{ 円} \times \text{ビラ作成枚数} = \text{公費負担限度額}$$

(例) 市長選（上限70,000枚）の場合

$$\text{単価限度: } \frac{7 \text{ 円} 51 \text{ 銭} \times 50,000 \text{ 枚} + 5 \text{ 円} 2 \text{ 銭} \times (70,000 \text{ 枚} - 50,000 \text{ 枚})}{70,000 \text{ 枚}}$$

$$= 6 \text{ 円} 80 \text{ 銭} (6.798 \dots \text{円}) \text{ (1銭未満の端数は、1銭とする。)}$$

$$\text{公費負担限度額: } 6 \text{ 円} 80 \text{ 銭} \times 70,000 \text{ 枚} = 476,000 \text{ 円} \text{ (1人当たり最大)}$$

[従前: 462,700 円]

(3) 選挙運動用ポスター

ア 公費による負担額（1人当たり）

$$1 \text{ 枚当たりの作成単価 (税込)} \times \text{ポスター作成枚数}$$

（当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じた数まで）

イ 公費による枚数の限度（1人当たり）

当該選挙区のポスター掲示場数の2倍の数

ウ 限度額

(ア) 500箇所以下の場合

$$\frac{525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場数} + 310,500 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場数}} = \boxed{\text{B}} \text{ 円 (単価)}$$

（1円未満の端数は、1円とする。）

$$\boxed{\text{B}} \text{ 円} \times (\text{ポスター掲示場数} \times 2) = \text{公費負担限度額}$$

(イ) 500箇所を超える場合

$$\frac{525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times 500 \text{ 箇所} + 310,500 \text{ 円} + 27 \text{ 円} 50 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場の数}}$$

$$= \boxed{\text{C}} \text{ 円 (単価)} \text{ (1円未満の端数は、1円とする。)}$$

$$\boxed{\text{C}} \text{ 円} \times (\text{ポスター掲示場数} \times 2) = \text{公費負担限度額}$$

(例) 平成27年度執行市議選鶴見区（ポスター掲示場数338箇所）の場合

$$\text{公費負担限度額: } 1,444 \text{ 円}^{\ast 1} \times (338 \times 2) = 976,144 \text{ 円} \text{ (1人当たり最大)}$$

$$\ast 1 \quad \frac{525 \text{ 円} 6 \text{ 銭} \times 338 \text{ 箇所} + 310,500 \text{ 円}}{338 \text{ 箇所}} = 1,444 \text{ 円} (1,443.699 \dots \text{円})$$

（1円未満の端数は、1円とする。）